

氏名(本籍)	あき よし まさ ひろ 秋吉正博(茨城県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博乙第1800号
学位授与年月日	平成14年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	歴史・人類学研究科
学位論文題目	日本古代養鷹の研究
主査	筑波大学教授 博士(文学) 山本隆志
副査	筑波大学教授 文学博士 川西宏幸
副査	筑波大学教授 博士(文学) 根本誠二
副査	筑波大学教授 芳賀紀雄

## 論文の内容の要旨

本論文は、日本古代の律令国家体制の成立・展開期における国家的養鷹の実態的な考察をふまえて、放鷹文化の構造とその特質を解明した作品で、序章・終章をふくめ5章7節で構成されている。

序章は、宮内省式部職編『放鷹』(1931年)はじめとする放鷹文化に関する先行研究を整理し、問題点を指摘している。すなわち、断片的な史料によって平安初期に重点を置いたものであり、律令国家体制の成立期からの一貫した見通しがない。さらに日本における養鷹が、近隣諸国や日本国内の地方のそれと隔絶しているかのごとく理解されてきたと指摘している。そして、王権論を解明するという性急さから、天皇による遊獵として取り上げることが主であったために、養鷹に実態究明を等閑視してきたことを、指摘している。本論文はこうした点に留意して、養鷹の実態を奈良から平安時代を一貫した視座のもとに見通す必要性を提起し、さらに放鷹文化がもつ社会的な解明の意義を強調している。

第一章「官制的養鷹の二元性」は、律令国家成立期から展開期に至るまでの養鷹組織が、兵部省主鷹司鷹戸と諸衛府鷹飼という二元的構成で成り立っていたこと、それが平安初期に一元化されるまでの変遷過程を解明している。兵部省主鷹司では、聖武朝期主鷹正に壬申功臣の肩野氏が任用され、鷹戸は摂・河・泉国境地帯に本拠を持ち、百済から移住したとの伝承を有する諸氏が担当していて、百済的伝統を形成していた、と論じる。また「二条大路木簡」にみる「鷹所」は兵衛府系の鷹調養機関であり、非百済系の人々で構成されていた、と述べる。また主鷹司の編成は度々変遷するが、その画期が戸籍の編成といった諸制度上、さらには長屋王の変や隼人征討といった政治史上の画期に該当する点を指摘している。

第二章「国司養鷹の展開」は、中央の養鷹を支えた地方・国府での養鷹の実態を究明している。まず貢鷹国が7世紀後半に惣領指導のもとに設定されて、養鷹技能を持つ渡来人の移住が進められた。また貢鷹国は畿内近国から辺境に移って行くが、これは辺境の中央への服属を意味している、と論じる。そして国府には鷹飼人(養吏)がいて調養に当たっている様子が述べられ、国司の養鷹の実例として『万葉集』の越中守大伴家持作「放逸せる鷹の歌」が解析されて、越中国内の郡司や渡来系氏族など住人による養鷹が展開されていた具体相が叙述され、放鷹の国司祭祀としての側面を指摘する。

第三章「養鷹の統合と天皇」は、奈良末・平安初期に中央の官制のもとで養鷹組織の統合の過程とその要因を検討している。養鷹組織は、鷹戸の百済的な伝統意識に対峙するかたちで中央官制を基盤として唐風の伝統意識

の醸成に努めることを機軸として、主鷹司から蔵人所鷹飼へと9世紀前半に転換し、一元的に統合されていった。そのあかしとして嵯峨朝には、日本で最初の学芸的な養鷹書である『新修鷹経』が編纂され技術の面での統合も達成された。こうした統合をうながした要因として、まず延暦18年の尾張国の国司・郡司の禁制違犯を事例として、国司・郡司の養鷹をめぐる諸関係への規制（禁制）の気運のたかまり、つぎに養鷹の特権化を物語る天皇による勅許をあげている。即ち、天皇による養鷹の許可が意味するのは、皇族・貴族の子弟が皇太子・天皇・太上天皇に近侍すると養鷹の機会が与えられたこと、これがひとつの文化サロンを形成したことを明らかにしている。

終章では、律令国家体制下の養鷹組織は、7世紀中期以来の東アジア国際情勢の変動を受け、高句麗・百済の遺臣・遺民や旧来の渡来系氏族の力を文化的にも社会的にもたのみとする編成の上に、8世紀初期の遣唐使の再開によって中国系の放鷹文化の積極的受容が進行した。こうした二元的な放鷹文化の伝統意識は、8世紀後半以降の東アジア国際情勢の緊張緩和の影響を受け、朝鮮半島系の放鷹文化を技術的な基礎に置きつつ、9世紀前半に蔵人所のもとで中国系の放鷹文化の伝統意識が強調されることでの養鷹の組織的技術的な統合・一元化が達成された。こうした統合の特質を象徴するものとして嵯峨朝に完成されたのが、『新修鷹経』であるとの見解を提示し、本論文を総括している。

## 審査の結果の要旨

本論文は、律令国家成立・展開過程における放鷹文化のあり方を、放鷹の担い手である鷹飼人（鷹戸）に視点を据えて、一貫した視座で見通した研究であり、養鷹の実体的究明を体系的に提示している。具体的成果としては、第一に多くの研究が苦慮していた主鷹司と鷹所の関連性につき、兵部省と諸衛府の二元的編成・併存状況を指摘し、整理し直したこと、第二に国司による養鷹の実体的究明を具体化・深化し、国司祭祀との関連で理解し直したこと、第三に平安初期の養鷹禁制と勅許が天皇を中心とする皇族・公家の文化サロンを生み出し、蔵人所鷹飼がそれを支えて、新たな統合に到ったこと、などを明らかにした。また全体を通じて渡来人文化の国家的編成の問題を、養鷹にそくして提起している。さらに『新修鷹経』の書誌学的・文化史的考察という新たな課題を、独自の作業のなかから設定しているのも真摯な研究姿勢といえる。

だが問題点も残っている。放鷹・養鷹に関わる史料を蒐集し、周辺事象を鷹との関連で整理しているのは積極的でもあるが、やや強引なところが見える。たとえば延暦10年の改賜姓と鷹戸との関わりなどはより実証的に詰める必要がある。また政治的事件との関連性も、長屋王の変など、一層の追求が望まれる。

こうした問題はあがあるが、奈良から平安時代初期に到る国家的な放鷹・養鷹のあり方を、全体として初めて整理し論じたものであり、学界に寄与するところが大きく、高く評価できる。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。